

改正

令和5年1月31日訓令第1号

令和5年2月28日訓令第8号

六ヶ所村ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、六ヶ所村ホームページ（以下「村ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の内容)

第2条 村ホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるものでなければならない。また、村ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているページの内容についても同様とする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告については、これを掲載しない。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融業
- (4) たばこに関する事業者
- (5) ギャンブルに関する事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する事業者
- (9) 興信所・探偵事務所等の事業者
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生の手續中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 村税等を滞納している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告の掲載をしない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - エ 村の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (広告掲載の位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、村ホームページのうち村長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第6条 村ホームページに掲載することができる広告の規格は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦70ピクセル、横175ピクセル
- (2) 形式 画像形式は、G I F（アニメーション可）、J P E G、又はP N Gのいずれかの形式とする。ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担にならないように配慮されたものに限る。
- (3) 容量 10KB以下

2 村ホームページに掲載することができる広告は、10枠とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は1カ月単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12カ月とする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たない場合に限り、掲載期間を更新することができるものとする。

2 広告掲載期間中に村の都合により、更新、メンテナンス等で、村ホームページに掲載した広告を閲覧することができない期間が生じるときがあっても、掲載期間は延長しない。

(広告掲載料の額)

第8条 広告掲載料の額は、広告枠1枠当たり次の単価のとおりとする。

- (1) 村内に本社又は営業所等がある事業者 月額5,000円
- (2) 前号以外の事業者 月額6,000円

(募集の方法)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を広報ろっかしょ及び村ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)と掲載しようとする広告の案及び画像データを村長に提出しなければならない。この場合において、当該画像データの作成経費は、掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第11条 村長は、前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載不掲載決定通知書(様式第2号)により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、広告の案の内容及びリンク先について、第3条から第7条までの規定に適合していることを確認するものとする。この場合において、疑義が生じたときは、村長は、第17条に規定する六ヶ所村ホームページ広告審査委員会に意見を求めることができる。

3 前条の規定による掲載希望件数が募集枠数を超えたときは、申込掲載期間が長いものを優先するものとし、期間が同じものが複数あるときは、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 村長は、広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。この場合において、取消しが決定したときは、ホームページ広告掲載取消し決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

- (1) 本村の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 申請書への虚偽記載が発覚したとき。
- (4) その他、村長が必要と認めるとき。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、広告掲載料を掲載開始日の5日前(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日又は日曜日の場合はその翌日)までに一括納付しなければならない。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告の掲載)

第14条 村長は、前条の規定により広告掲載料が納付された場合に限り、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、1カ月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定による変更をするときは、その10日前までに、ホームページ広告掲載変更申込書（様式第4号）を村長に提出し、承認を得なければならない。

（広告掲載料の返還）

第16条 広告主は、第12条の規定により、掲載期間が短縮されたときは、ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第5号）を村長に提出し、返還金を受け取ることができる。返還金は返還が決定した日の当該月を除いた月数分とする。

（審査機関）

第17条 村長は、広告掲載の可否の決定に疑義が生じた場合、掲載の可否を審査する機関として、六ヶ所村ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は総務課長を、委員は財政課長、農林水産課長、建設課長、政策推進課長、福祉課長及び教育委員会社会教育課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第19条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年1月31日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。